

川越市興行場法施行条例（素案）の概要について

平成24年9月
保健医療部 食品・環境衛生課

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布されました。これに伴い、興行場法が改正され、興行場の設置の場所の基準などに係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に移譲されることになりました。

そこで、必要な基準を規定した「川越市興行場法施行条例」を新たに制定しようとするものです。

2 制定の内容

(1) 興行場の設置の場所の基準

- ・排水が良好な場所、防湿上有効な措置が講じられている場所等入場者の衛生に支障を来すおそれのない場所であること。

(2) 構造設備の基準

○観覧場

（例）

- ・入場者の移動並びに清掃及び消毒が容易にできる構造であること。
- ・適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。

○便所

（例）

- ・男女別に区画されていること。
- ・便器は、陶磁器等の不浸透性の材料で造られていること。

○その他

（例）

- ・売店等の付近には、適当な数の流水式手洗設備が設けられていること。
- ・観覧場、廊下、階段、便所等には、適度な照度を有する照明設備が設けられていること。

(3) 営業者が講ずべき衛生措置の基準

○換気

(例)

- ・機械換気設備及び空気調和設備は、常にその機能を有効に保ち、かつ、有効に作動させること。
- ・観覧場における空気環境は、炭酸ガス濃度は、0.15%以下、浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下とすること。

○照明

(例)

- ・照明設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。
- ・入場者が利用する場所においては、照度20ルクス以上とすること。ただし、演技又は映写中のため特に照度を下げる必要がある場合においては、床面において照度0.2ルクス以上とすること。

○防湿

(例)

- ・排水設備等の機能を有効に保ち、防湿に努めること。

○清潔

(例)

- ・観覧場、売店、食堂、便所等は、毎日清掃するなど、常に清潔で衛生的に保つこと。

○その他

(例)

- ・衛生に関する業務に係る責任者を定めて置くこと。

3 施行予定日

平成25年4月1日